

旧（改定前）	新（改定後）	備考
<p>※本改定にあたり、規定内容の変更を伴わない表記の統一をあわせて実施しております。 （例：「但し」→「ただし」、「及び」→「および」、「〇〇という」→「〇〇といいます」）</p> <p><b>第1条</b> かいぎんインターネットバンキングサービス</p> <p><b>1.~4.</b>略</p> <p><b>5.</b>本サービス申込みの際、サービス利用口座の各々につき、本サービス申込書に押した印鑑の印影と該当口座の届出印鑑の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について<b>は</b>当行は責任を負いません。</p> <p><b>6.</b>略</p> <p><b>7.</b>本サービスの申込内容に変更がある場合は、Webフォームからの手続きまたは、本条第3項により届け出た代表口座の届出印鑑を、本サービス申込書に押して届け出てください（<b>但し</b>、代表口座の変更はできません）。その際、この2つの印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類に偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について<b>は</b>当行は責任を負いません。</p> <p>なお、サービス利用口座に届出印の登録がない場合は、本サービス申込書への押印の代わりに、顔写真付き公的証明書の提示およびピンパットによる暗証確認を行うこととします。</p> <p><b>第5条</b> <b>本サービスの依頼</b></p> <p><b>1.</b>本サービスの依頼は、第4条に従った本人確認方法により、契約者がサービスに必要な事項を当行所定の機器の操作により当行に伝達<b>して行う</b>ものとします。</p> <p><b>2.</b>当行が本サービス<b>による依頼</b>を受けた場合、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行所定の機器の操作により確認した旨を当行に伝達してください。当行が伝達された内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、当行所定の方法で処理を行います。</p> <p><b>3.</b>略</p> <p><b>4.</b>以下の理由等により、取引の処理ができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱い、本サービスの画面および電子メールでその旨を通知します。</p> <p><b>(1)~(3)略</b></p>	<p><b>第1条</b> かいぎんインターネットバンキングサービス</p> <p><b>1.~4.</b>略</p> <p><b>5.</b>本サービス申込みの際、サービス利用口座の各々につき、本サービス申込書に押した印鑑の印影と該当口座の届出印鑑の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p><b>6.</b>略</p> <p><b>7.</b>本サービスの申込内容に変更がある場合は、Webフォームからの手続きまたは、本条第3項により届け出た代表口座の届出印鑑を、本サービス申込書に押して届け出てください（<b>ただし</b>、代表口座の変更はできません）。その際、この2つの印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類に偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>なお、サービス利用口座に届出印の登録がない場合は、本サービス申込書への押印の代わりに、顔写真付き公的証明書の提示およびピンパットによる暗証確認を行うこととします。</p> <p><b>第5条</b> <b>依頼手続き</b></p> <p><b>1.</b>本サービス<b>利用行為</b>の依頼は、第4条に従った本人確認方法により、契約者がサービス<b>利用</b>に必要な事項を当行所定の機器の操作により当行に<b>正確に伝達する</b>ものとします。</p> <p><b>2.</b>当行が本サービス<b>利用行為</b>の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行所定の機器の操作により確認した旨を当行に伝達してください。当行が伝達された内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、当行所定の方法で処理を行います。</p> <p><b>3.</b>略</p> <p><b>4.</b>以下の理由等により、取引の処理ができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱い、本サービスの画面および電子メールでその旨を通知します。</p> <p><b>(1)~(3)略</b></p>	<p>「は」を削除</p> <p>「但し」を「ただし」に変更</p> <p>第5条題名を変更</p> <p>条文の意図を明確にするための文言を追加</p>

<p>(4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払指定口座からの引落しを不適当と認めたとき。 この場合、当該取引が行われなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>5.略</p> <p>第 8 条 振込取引</p> <p>1.~5.略</p> <p>新設</p> <p>第 10 条 電子納付サービス</p> <p>※税金等各種料金の払込（マルチペイメントで通称「Pay-easy（ペイジー）」のことをいいます。）</p> <p>1.電子納付サービスの内容</p> <p>(1)略</p> <p>(2)利用時間は当行所定の利用時間内としますが、収納機関の都合により、利用時間内であっても取扱できない場合があります。 <del>また利用時間内であっても当行所定の手続が完了しない時など、払込ができない場合があります。</del></p> <p>(3)~(4)略</p> <p>2.支払手続</p> <p>当行は、前記第 5 条 2 項により依頼内容が確定した場合は、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手の提出なしに支払資金を料金支払口座から払出しのうえ、契約者指定の収納機関宛に支払手続を行ないます。</p> <p>3.~4.略</p> <p>5.依頼内容の変更・取消・照会</p> <p>(1) 前記第 5 条 2 項により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。</p> <p>(2) 前記第 5 条 2 項により依頼内容が確定し、手続完了後でも収納機関からの連絡により料金等支払が取消される場合があります。</p> <p>(3) 略</p> <p>第 11 条 ワンタイムパスワードサービス</p>	<p>(4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払指定口座からの引落しを不適当と認めたとき。 この場合、当該取引が行われなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>5.略</p> <p>第 8 条 振込取引</p> <p>1.~5.略</p> <p>6.マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある場合、その他当行が必要と判断した振込取引については、当行は当該取引の全部または一部を制限、またはお断りすることができるものとします。</p> <p>第 10 条 電子納付サービス</p> <p>※税金等各種料金の払込（マルチペイメントで通称「Pay-easy（ペイジー）」のことをいいます。）</p> <p>1.電子納付サービスの内容</p> <p>(1)略</p> <p>(2)利用時間は当行所定の利用時間内としますが、収納機関の都合により、利用時間内であっても取扱できない場合があります。</p> <p>(3)~(4)略</p> <p>2.支払手続</p> <p>当行は、第 5 条 2 項により依頼内容が確定した場合は、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手の提出なしに支払資金を料金支払口座から払出しのうえ、契約者指定の収納機関宛に支払手続を行ないます。</p> <p>3.~4.略</p> <p>5.依頼内容の変更・取消・照会</p> <p>(1) 第 5 条 2 項により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。</p> <p>(2) 第 5 条 2 項により依頼内容が確定し、手続完了後でも収納機関からの連絡により料金等支払が取消される場合があります。</p> <p>(3) 略</p> <p>第 11 条 ワンタイムパスワードサービス</p>	<p>「は」を削除</p> <p>振込取引の制限事項を追加</p> <p>内容が重複しているため削除</p> <p>「前記」を削除</p>
---	--	---

<p><b>1.内容</b></p> <p>ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスの「<del>インターネットバンキング</del>」のご利用に際し、スマートフォンにインストールされたパスワード生成ソフト（以下、「トークン」といいます）により生成・表示された可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます）を第4条本人確認に加えて用いることにより、お客様の本人確認を行うサービスです。</p> <p><b>2.利用手続き</b></p> <p>ワンタイムパスワードサービスの利用（トークン発行、利用開始、利用解除）は、「<del>インターネットバンキング</del>」で手続きしてください。</p> <p><b>3.利用方法</b></p> <p><b>(1) トークン発行手続き</b></p> <p>お客様は、ワンタイムパスワードサービスのご利用を希望する場合は、「<del>インターネットバンキング</del>」から トークン発行の依頼を行ってください。</p> <p>当行はトークン発行の依頼を受付した場合、お客様がトークン発行依頼時に指定したスマートフォンのメールアドレスへ電子メールを送信します。</p> <p>当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」といいます）を取得するための URL、サービス ID、ユーザーID が記載されていますので、お客様には当該 URL よりスマートフォンにワンタイムパスワードアプリをダウンロードし、当該ワンタイムパスワードアプリにサービス ID、ユーザーID およびお客様がトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力してください。サービス ID、ユーザーID および利用開始パスワードを入力することにより当該アプリをトークンとして利用できます。</p> <p><b>(2) ~ (3) 略</b></p> <p><b>4.利用解除の手続き</b></p> <p>ワンタイムパスワード利用解除を希望する場合は、「<del>インターネットバンキング</del>」からワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客様本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、再度、ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前項 <del>(1) および (2)</del> の手続きを行ってください。ただし、前項 <del>(1) および (2)</del> の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除日の翌日以降になります。トークンをインストールしたスマートフォンを変更する場合には、上記手続きに従って、一旦ワンタイムパスワードの利用解除を行い、利用解除日の翌日以降に新たなスマートフォンに再度前項 <del>(1) および (2)</del> の手続きを行ってください。</p> <p><b>5.~6.略</b></p> <p><b>7.ワンタイムパスワードサービスの利用停止</b></p> <p>当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードの入力が当行所定の回数以上行われた場合、当行はワンタイムパスワードの利用停止（<del>以下、「ワンタイムパスワードロック」といいます</del>）し、「<del>インターネットバンキング</del>」の利用を停止いた</p>	<p><b>1.内容</b></p> <p>ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのご利用に際し、スマートフォンにインストールされたパスワード生成ソフト（以下、「トークン」といいます）により生成・表示された可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます）を第4条本人確認に加えて用いることにより、お客様の本人確認を行うサービスです。</p> <p><b>2.利用手続き</b></p> <p>ワンタイムパスワードサービスの利用（トークン発行、利用開始、利用解除）は、<b>本サービス内</b>で手続きしてください。</p> <p><b>3.利用方法</b></p> <p><b>(1) トークン発行手続き</b></p> <p>お客様は、ワンタイムパスワードサービスのご利用を希望する場合は、<b>本サービス内</b>から トークン発行の依頼を行ってください。</p> <p>当行はトークン発行の依頼を受付した場合、お客様がトークン発行依頼時に指定したスマートフォンのメールアドレスへ電子メールを送信します。</p> <p>当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」といいます）を取得するための URL、サービス ID、ユーザーID が記載されていますので、お客様には当該 URL よりスマートフォンにワンタイムパスワードアプリをダウンロードし、当該ワンタイムパスワードアプリにサービス ID、ユーザーID およびお客様がトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力してください。サービス ID、ユーザーID および利用開始パスワードを入力することにより当該アプリをトークンとして利用できます。</p> <p><b>(2) ~ (3) 略</b></p> <p><b>4.利用解除の手続き</b></p> <p>ワンタイムパスワード利用解除を希望する場合は、<b>本サービス内</b>からワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客様本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、再度、ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前項の手続きを行ってください。ただし、前項の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除日の翌日以降になります。トークンをインストールしたスマートフォンを変更する場合には、上記手続きに従って、一旦ワンタイムパスワードの利用解除を行い、利用解除日の翌日以降に新たなスマートフォンに再度前項の手続きを行ってください。</p> <p><b>5.~6.略</b></p> <p><b>7.ワンタイムパスワードサービスの利用停止</b></p> <p>当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードの入力が当行所定の回数以上行われた場合、当行はワンタイムパスワードの利用停止し、<b>本サービス</b>の利用を停止いたします。再度、<b>本サービス</b>の利用再開を希望する場合は、当行所定の方法に</p>	<p>「の「インターネットバンキング」」を削除</p> <p>以下「インターネットバンキング」→「本サービス内」へ変更</p> <p>「(1) および (2)」を削除</p> <p>「(以下、「ワンタイムパスワードロック」といいます)」を削除</p>
---	---	---

します。再度、「インターネットバンキング」の利用再開を希望する場合は、当行所定の方法により届け出を行ってください。

## 第 14 条 「ID」、「パスワード」に関する紛失・盗難等

### 1.略

2.前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きをとってください。

## 第 16 条 解約等

### 1.~4.略

5.前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に連絡することなく、本サービスを解約することができるものとします。

(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当することが判明した場合。

### ①~⑤略

(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

### ①~⑤略

## 第 18 条 免責事項等

### 1.~2.略

3.当行所定の本人確認手続きを行ったうえで、取引を行った場合は、当行はパソコン、スマートフォンの操作者を契約者本人であるとみなし、暗唱番号等の不正使用、盗難その他の事故があっても、それにより生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

~~4.契約者は本サービス利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路等の特性等、本サービスで当行の講じる安全対策等について子承し、そのリスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの特性・安全対策等にかかわらず盗聴等の不正使用があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。~~

より届け出を行ってください。

## 第 14 条 「ID」、「パスワード」に関する紛失・盗難等

### 1.略

2.前項の届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きをとってください。

## 第 16 条 解約等

### 1.~4.略

5.前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に連絡することなく、本サービスを解約することができるものとします。

(1) 契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当することが判明した場合。

### ①~⑤略

(3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

### ①~⑤略

## 第 18 条 免責事項等

### 1.~2.略

3.当行所定の本人確認手続きを行ったうえで、取引を行った場合は、当行はパソコン、スマートフォンの操作者を契約者本人であるとみなし、暗証番号等の不正使用、盗難その他の事故があっても、それにより生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

### 4.削除

「は」を削除

「預金者」を「契約者」へ変更

「いう」を「いいます」へ変更

「唱」→「証」誤字の修正  
「は」を削除

内容が2項と重複するため4項を削除し5項、6項を4項、5項へ繰上げ

<p>5.本サービスの機器<b>及び</b>通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、機器が正常に稼働しなかったことにより取引が遅延、不成立、または成立した場合、お客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。</p> <p>6.お申込書等に使用した印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合した場合、または届出印の登録がない先について顔写真付き公的証明書の確認およびピンバットによる暗証確認を実施した場合、相違ないものと認めて取扱を行った事項は、それらの書面につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。</p>	<p>4.本サービスの機器<b>および</b>通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、機器が正常に稼働しなかったことにより取引が遅延、不成立、または成立した場合、お客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。</p> <p>5.お申込書等に使用した印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合した場合、または届出印の登録がない先について顔写真付き公的証明書の確認およびピンバットによる暗証確認を実施した場合、相違ないものと認めて取扱を行った事項は、それらの書面につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。</p>	<p>「及び」→「および」へ変更</p>
<p>第 23 条 契約期間</p> <p>この契約の当初契約期間は、Web フォームからの初回利用登録日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p>第 23 条 契約期間</p> <p>本サービスの当初契約期間は、初回利用登録日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p>「この契約」→「本サービス」へ変更</p>
<p>第 24 条 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>「<b>かいぎんインターネットバンキング</b>」(かいぎん<b>i</b>ネット) 契約に基づく契約者の権利および預金等は、譲渡質入れすることはできません。</p>	<p>第 24 条 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>本サービスの契約に基づく契約者の権利および預金等は、譲渡質入れすることはできません。</p>	<p>「Web フォームからの」を削除</p>
<p>第 27 条 スクレイピング契約に基づく外部連携サービスについて</p> <p>当行は、本スクレイピング(※1)のために利用者がフィンテック企業等の接続事業者に対して当行に登録されている ID やパスワード等の識別符号を提供すること、<b>及び</b>接続事業者が利用者の識別符号等を利用して本スクレイピングを実施することを、<b>銀行</b>が本利用規定(第 4 条 本人確認等の条文)において定める利用者の識別符号等の第三者提供、利用許諾等の行為禁止義務を解除し、利用者<b>及び</b>接続事業者に対して許容します。</p> <p>【用語説明】</p> <p>※1 スクレイピング</p> <p>フィンテック企業等の接続事業者がインターネットバンキングの画面から預金者の情報を読み取るコンピュータソフトウェア技術。別称ウェブ・クローラーあるいはウェブ・スパイダーという。</p>	<p>第 27 条 スクレイピング契約に基づく外部連携サービスについて</p> <p>当行は、本スクレイピング(※1)のために利用者がフィンテック企業等の接続事業者に対して当行に登録されている ID やパスワード等の識別符号を提供すること、<b>および</b>接続事業者が利用者の識別符号等を利用して本スクレイピングを実施することを、<b>当行</b>が本利用規定(第 4 条 本人確認等の条文)において定める利用者の識別符号等の第三者提供、利用許諾等の行為禁止義務を解除し、利用者<b>および</b>接続事業者に対して許容します。</p> <p>【用語説明】</p> <p>※1 スクレイピング</p> <p>フィンテック企業等の接続事業者がインターネットバンキングの画面から預金者の情報を読み取るコンピュータソフトウェア技術。別称ウェブ・クローラーあるいはウェブ・スパイダー<b>といいます</b>。</p>	<p>「「かいぎんインターネットバンキング」(かいぎん<b>i</b>ネット)」→「本サービス」へ変更</p> <p>「及び」→「および」へ変更</p> <p>「銀行」→「当行」へ変更</p> <p>「及び」→「および」へ変更</p> <p>「いう」→「といいます」へ変更</p>